

議長（黒沢義久君） 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。

20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 皆さんおはようございます。20番小林英機でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

まず，生活保護行政について。

日本では，急速に格差と貧困が拡大しております。労働分野では行き過ぎた規制緩和によって，非正規労働者は今や全労働者の3分の1に膨れ上がり，幾ら働いてもまともな暮らしができない「ワーキングプア」が激増しております。厚生労働省は，来年の春までに3万人の非正規労働者がリストラされると予測しております。

一方，福祉分野では，予算の切り詰めが至上課題とされ，最後のセーフティネットと言われる生活保護についても，生活保護基準の切り下げが検討されております。貧困に行き詰まり，日本中で自殺をする方が後を絶たず，生活保護を打ち切られた方が餓死するなど，悲惨な事件が相次いでおります。

生活保護の受給世帯は，1992年度は58万世帯であったものが，2006年度には約2倍の107万世帯となりました。そこで，生活保護基準（生活保護費の水準）等について3点質問をいたします。

1つ，本市の生活保護基準はどのようになっているか。

2つ，本市で生活保護基準以下である非課税となっている人数と世帯は何世帯と推定されるか。つまり，生活保護基準以下で生活している世帯の何％が生活保護を受けているかであります。

3つ，2007年度に生活保護を受けたいと相談に来た件数と，生活保護が認められた件数はどのくらいかお尋ねをいたします。

2，生活保護を受けたいと申請しても受けられない場合について。6点質問をいたします。

1つ，自動車を保有している場合はどうか。

2つ，稼働年齢はあるのか。

3つ，土地，建物がある場合はどうか。

4つ，貯金は幾らあれば生活保護を受けられないのか。

5つ，生命保険に加入している場合はどうか。

6つ，生活保護が認められると，扶養義務者である親や兄弟のところに生活保護の通知が行くわけではありますが，これに抵抗あるため申請を辞退する人もいます。通知を出す出さないは福祉事務所の裁量と考えますが，本市の対応はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に，常陸太田市の生活保護制度について。申請窓口とホームページに分けて質問をいたします。

申請窓口について。申請窓口はわかりやすい場所にあるかどうか。申請窓口申請書は置いてあるかどうか。生活保護についての案内やパンフレットはだれでもとれるところにあるのか。パ

ンフレットにはどのようなことが書いてあるか。

次、市のホームページについて。市のホームページに生活保護制度のページはあるかどうか。トップページから生活保護のページまで何クリックか。生活保護のページはどのようなことが書いてあるか。申請書をホームページからダウンロードすることができるようになっているかどうか。

次に、全国知事会、全国市長会の提言趣旨と常陸太田市の考えについて。生活保護は長くても5年とするような提言が全国知事会、全国市長会から国になされておりませんが、その趣旨と本市の考えをお尋ねいたします。

次に、市道里野宮白羽線について。市道里野宮白羽線の工事の進捗状況と完成までの今後の計画についてお尋ねをいたします。また、市道里野宮白羽線にアクセスする道路についてもご所見をお願いいたします。

3つ目として、国道349号バイパスの農振区域除外、都市計画区域の変更についてお尋ねをいたします。

国道349号沿いの里川西部圃場事業区域は、いつから農業振興区域から除外可能区域になるのかお尋ねをいたします。また、そのときに、都市計画区域である市街化調整区域から一定面積が市街化区域となるのかどうか、現在の計画についてお尋ねをいたします。

第1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 生活保護行政についてのご質問にお答えいたします。

最初に、生活保護基準等についてのご質問でございますが、生活保護費は国が定めた基準額により、住んでいる地域や家庭構成に応じて計算いたしますので、各世帯によって支給額は異なっております。住む世帯の収入が基準以下の世帯であれば、その差額が保護費として支給されるものでございます。

次に、生活保護の基準以下である非課税となっている世帯と人数についてですが、国民健康保険税の所得割が課税されない世帯、人数で限定的に推定いたしますと、世帯につきましては約2,800世帯、約7,800人と人数では推定してございます。また、生活保護基準以下で生活している世帯のパーセントにつきましては、現在把握してございません。

それから、生活保護を受給している人数と世帯数でございますが、今年の11月1日現在、被保護者が213名、被保護世帯が168世帯でございます。平成19年度の相談件数と生活保護が認められた件数では、相談件数124件のうち27件が申請に至り、そのうち22件が保護開始となっております。

次に、生活保護を申請しても受けられない場合についてのご質問でございますが、まず、自動車を保有している場合でございますけれども、公共交通機関の利用が著しく困難な地域で、自動車がなければ通勤や通院などが困難な場合には、一定の条件のもとで保有が認められるものでございます。

稼働年齢につきましては、年金を受給できる年齢の65歳未満が稼働年齢とされております。稼働能力を活用させるという観点から、被保護者の有している資格、生活歴、職歴等を把握、分析しながら就労指導を行っているものでございます。

土地、建物を保有している場合がございますが、被保護世帯の居住用の土地家屋は保有が認められます。ただし、処分価値が著しく高価な物件等については売却指導する場合もございます。

また、保有する預貯金や生命保険の解約返戻金がある場合につきましては、生活費に充てることとが原則となっておりますので、それらが保護基準以下の額であれば生活保護費を受給することができます。

扶養義務者への対応でございますが、当市におきましても保護の実施要領に基づき、扶養義務調査を行っております。生活保護より扶養が優先されますので、扶養義務者がいる場合には支援を求めよう指導しております。その際、扶養義務者と特別な事情がないかなどを確認し、個別に慎重な対応を行っております。

次に、常陸太田市の生活保護制度についてのご質問でございますが、申請窓口は社会福祉課生活支援係が担当で、福祉事務所の入り口に配置してございます。申請書は受付窓口においてあり、保護の申請を希望される方にお渡ししております。この際、県が作成したパンフレットを渡ししながら制度を説明する方法をとっており、相談者のプライバシーを保護するため、相談室を配置してございます。パンフレットの内容につきましては、生活保護制度の説明、保護を受けるまでの手続、保護の種類などが盛り込まれております。

また、市のホームページでは、トップページの「暮らし」から「市民生活ガイド」、さらに「地域福祉のために」と3回クリックすると生活保護制度のページがございまして、このページには、生活保護の概要、保護の種類、問い合わせ先が掲載されております。なお、このホームページから申請書をダウンロードすることはできません。今後、県内福祉事務所の動向等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護は長くとも5年とするような提言が全国知事会、全国市長会からなされているその趣旨と、常陸太田市の考え方についてのご質問でございますが、この提言につきましては、すべての被保護者を対象とするものではなく、18歳から64歳までのいわゆる稼働世代で困窮世帯が就労自立するための支援を最長5年間という有期保護制度として提案しているものであります。

しかしながら、この提言を踏まえた国の生活保護制度見直しの動きは今のところございませんので、当市といたしましても現行制度により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市道里野宮白羽線についてお答え申し上げます。

工事の進捗状況と完成までの今後の計画についてでございます。この路線は里野宮町の国道349号から白羽町の市道0106号線までの約1,070メートルを結ぶ重要な幹線道路であり、

里川にかかる木橋の根本橋を永久橋にかけかえる計画でございます。

まず、白羽町の延長約500メートルにつきましては、地元のご協力により用地の取得を完了いたしまして、平成19年度までに約277メートルの工事が完成し、本年度は引き続き約160メートルの工事を実施しており、この区間は市道に接続していることから供用開始する予定でございます。

里野宮町の約420メートルにつきましては、地元のご協力をいただき、用地取得を進めており、これまでの取得率は約70%になってございます。本年度用地取得を完了いたしました一部区間につきましては、工事に着手する予定でございます。

根本橋かけかえ工事につきましては、平成19年度に白羽町側の橋台と橋脚1基を施工し、本年度は橋脚2基の工事を実施しており、平成21年度からは、里野宮町側の橋台と橋脚1基、さらに上部工と工事を進めまして、平成23年度に完成する予定でございます。

また、この路線全体の供用開始時期につきましても、橋梁完成年度の平成23年度を予定しておりますので、今後とも整備が円滑に進みますよう地元地権者の皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、アクセスする市道の整備につきましては、現在進めております市道里野宮白羽線の整備完了後の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、国道349号バイパスの農振区域除外、都市計画区域の変更についてお答え申し上げます。

初めに、農振農用地の除外を申請できる時期についてでございます。国道349号バイパスの沿道は、県営里川西部地区圃場整備事業により整備されております。この事業完了日は平成14年3月27日でございますが、除外申請は工事完了年度から起算して8年後となっておりますので、平成22年4月1日以降に可能となります。

次に、国道349号沿道での市街化区域の拡大についてでございます。無秩序な開発は、周辺環境の悪化や道路などの社会基盤の後追い整備による行政コストの増大などをもたらす結果となることから、計画的な土地利用を促していくべきであると考えてございます。

市といたしましては、県が平成21年度に全県を対象に市街化区域の見直し作業を予定していることから、今後、県から見直しに係る基準等が示されましたならば、見直し作業を行う中で、区域の拡大などについて適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、人口が減少している現在、市街化区域の拡大の要件が厳しくなることも予想されますことから、市街化調整区域において、都市的土地利用を計画的に誘導していく「地区計画制度」の導入についても検討しているところであり、現在策定を進めております「都市計画マスタープラン」にこの制度の活用などを盛り込んでいく考えでございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 2回目の質問をいたします。

生活保護行政について。

生活保護基準についてですが、2007年度12月、厚生労働省の検討会が生活保護基準引き下げを容認する報告書をまとめました。これは、食費、光熱費等生活費について低所得者世帯の支出額と保護世帯の受給額を比べ、保護世帯のほうが高いとの結論を出し、引き下げを容認したものであります。物価上昇が目立ち始めた今、基準を下げられたら生きていけないと訴える生活保護受給者は多くおります。また、基準引き下げで保護から外されると、ケースによっては免除されていた地方税、国民年金保険料等の支払い債務が生じ、厳しい生活に追い打ちをかけます。また、低所得者向け低貸し付け制度や就学援助等も生活保護制度と連動しているので、その利用世帯を直撃いたします。

さらには、改正最低賃金法は、最低賃金は生活保護との整合性に配慮するように明記され、基準引き下げは最低賃金の上げ幅にもマイナスの影響を与えます。国が基準引き下げに踏み切るかどうかは未定ですが、この報告書は非常に疑問であります。生活保護基準は厚生労働大臣の告示で定められるため、今後いつでも裁量1つで基準は引き下げられます。この点について何かご所見があれば伺いいたします。

次に、生活保護を受けたいと申請しても認められない場合について。平成15年度から平成19年度まで相談件数、申請件数、開始件数を見ますと、平成15年度相談件数55件、申請件数17件、開始件数15件。平成16年度相談件数69件、申請件数19件、開始件数18件。平成17年度相談件数89件、申請件数28件、開始件数25件。平成18年度相談件数89件、申請件数26件、開始件数19件。平成19年度相談件数124件、申請件数27件、開始件数22件となっております。

ここで注目したいのは、平成18年度と平成19年度であります。特に平成19年度に至っては、相談件数124件あって、生活保護が認められたのがわずか10%に満たない22件であります。平成17年度に水戸市生活福祉課に生活保護を受けたいと相談に来たのが893件あって、生活保護が認められたのは341件でありました。40%弱の方が保護を受けられたわけがあります。生活に困窮して福祉事務所に相談に来るわけで、124件の相談のうち102人の人が保護が受けられなかったのは理解に苦しむところでございます。その理由をお尋ねいたします。

次に、常陸太田市の生活保護制度についてですが、「地元の生活保護制度を見よう 反貧困全国キャラバン2008」の茨城県内の調査報告によりますと、1つ、39市町村を調査した主な内容は、受付窓口に申請書が置いてあった市町村は大洗町だけであります。申請書がホームページからダウンロードできる市町村は常陸大宮市だけあります。受付窓口に生活保護パンフレットを置いてあった市町村は取手市、龍ヶ崎市。生活保護の窓口がわかるようになっていた市町村は14市町村。ホームページに生活保護の説明があった市町村は28市町村。県内の生活保護制度の窓口対応とホームページの対応は消極的であります。この点について何かご所見があれば伺いをいたします。

全国知事会、全国市長会の提言は、今の日本で果たしてだれもが5年で自立できる社会とは考えられないので反対であります。

次に、市道里野宮白羽線について。

アクセス道路について質問をいたします。里野宮町字川原地区の集落，同町坏地区の集落のためには，どうしても市道5210号の道路を拡幅してアクセス道路とする必要があります。市道里野宮白羽線整備完了後，アクセス道路について対処するというご答弁でありましたが，地権者の同意，測量，買収，工事施工のどの段階を指すのかお尋ねをいたします。

次に，国道349号バイパスの農振区域除外，都市計画区域の変更について。

農振区域除外可能時期が平成22年4月以降というのは理解をいたしました。都市計画区域の変更が今のところないということは，民間の開発行為に任せる意味なのかどうか。また，国道沿いに農道がありますが，これは開発行為の障害とならないかどうかお尋ねをいたします。

次に，農振区域除外可能時期に合わせて，太田警察署を349号バイパスに移転することを県に要望すべきではないかと思いますが，市長のご所見をお願いいたします。

2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 生活保護行政についての再度の質問にお答えいたします。

まず1点の，生活保護費引き下げに関する報告書ということでございますが，生活保護をめぐる状況につきましては，国においてもさまざまな検討があり，議論されているということで承知してございます。当市におきましても，国の基準がもし変更になればこういったものに従うということで，現行制度，国の基準に従って取り組んでまいりたいということで考えてございます。

2点目でございますが，相談件数についてということでございますが，平成19年度につきましては，124件のうち102件が保護を受けられなかった理由ということでございますが，これにつきましては，生活が大変ということでさまざまな相談が寄せられております。この中で，制度について知りたいというふうな相談もございます。こういった場合には制度の周知，制度についての説明をしてということで，保護にまでは至らなかったというケースがございます。それから，資産の活用により自立可能で，資産を調査いたしましてその中で自立可能なケースもございます。それから，医療費の支払いが困難だということで，高額医療制度の活用，こういったものを勧めて自立可能になったというケースがございますので，本当に保護の実態，そういったものに基づいた件数ということが実態でございます。

それから3点目，市の窓口等の事務につきましては，先ほども答弁いたしました，市のホームページ，窓口の文字の拡大といえますか，そういったものにつきまして，県内の福祉事務所の状況，こういったものを参考に今後検討，研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 太田警察署の設置位置についての市長の考えはというお尋ねにお答えを申し上げます。

ご案内のとおり，太田警察署につきましては，建物そのものが大変老朽化をしている状況にご

ざいます。しかし、県全体として太田警察署よりもっと古いところがありまして、そういうところ、あるいは新しく地域が形成されたところを優先にして今建物をつくっている、そういう状況下でございます。今後とも署長とも相談をしながら措置を進めていきたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市道里野宮白羽線の2回目のご質問にお答え申し上げます。

市道里野宮白羽線にアクセスする道路の整備でございますが、市道里野宮白羽線の進捗状況のいつの時点で着手するのかというような内容かと存じますが、これにつきましては、現在市道里野宮白羽線の整備を優先してございますので、市道里野宮白羽線の供用開始後にアクセスする道路の整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

次に、国道349号バイパスの関連する開発でございますが、どのようなものか、民間開発なのかということでございますが、開発につきましては、一般的に市街化調整区域におきましては、計画的な土地利用を進めるために、土地区画整理事業などの都市計画法に基づいた市街地開発事業、それから開発行為による民間開発というものがございます。現在のところ、土地区画整理事業などの具体的な計画はありませんので、当面、民間開発の可能性も視野に入れる必要があると考えているところでございます。

また、農道が開発の障害になるのではないかとご質問でございますが、農道は里川堰土地改良区が所有してございます。開発に当たりましては、その事業者が土地改良区と個別に協議して進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 生活保護行政についてでございますが、実際に申請を希望しても申請させてもらえない全国の事例としまして、稼働年齢だから受けられない、住宅があるから受けられない、年金担保借り入れしているから受けられない、知的障害者に働けるはずだと言って保護申請をさせない、却下事由がないにもかかわらず、「取り下げないと却下になります。却下になると、その後の要件審査がさらに厳しくなります。」と言って取り消しを促したりする事例があります。また、相談所のコミュニケーション能力不足や相談員の消極性から事実関係に誤解を生じている場合、また、相談員が法令解釈や事実評価を誤っている場合も見受けられるようであります。

生活保護を本当に必要としている方々が必要な福祉を権利として受けることができるよう、適正な運用、制度の改革、相談体制の充実、偏見の解消が求められております。

最後に、福祉事務に対する私の要望を述べまして私の一般質問を終わります。

生活保護を利用する要件を満たしている人に対して、福祉事務所には保護申請を助言する義務があると認識してほしいと思っております。

次に、福祉事務所の相談員には、保護申請を助言せず追い返したときに、目の前の相談者とその家族が健康で文化的な生活を送れるか、まずイメージしてほしいと思っております。そして、相談者

の席に座って自分の話を聞く相談者がどういう気持ちなのか置きかえてほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。